

那覇市有料広告掲載取扱基準

（目的）

第1条 この取扱基準は、那覇市有料広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、広告掲載の取扱いについて必要な事項を定める。

（広報媒体）

第2条 要綱第1条に規定する広報媒体とは、次のものをいう。

- (1) 広報なは市民の友
- (2) 那覇市ホームページ

（掲載基準）

第3条 要綱第2条に規定する掲載基準に基づき、次の各号に該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
- (3) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (4) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告に類するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
- (7) 青少年の健全育成上好ましくないもの
- (8) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (9) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (10) 人権を害するおそれのあるもの
- (11) 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物などを無断で使用しているもの
- (12) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- (13) その他市長が広告掲載として適当でないと認めるもの

（規格等）

第4条 要綱第4条に規定する広告の規格等において、秘書広報課長が定めるものとは、次のものをいう。

- (1) 広告の規格
- (2) 広告掲載料
- (3) 広告の作成方法等
- (4) 広告の位置

（掲載の優先順位）

第5条 要綱第5条に規定する広告の優先順位については、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するものに係る広告

- (2) 公共的性格を有する企業及びそれに類するものに係る広告
 - (3) 前号の規定に該当しない企業及び自営業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
 - (4) 第2号の規定に該当しない企業及び自営業で、市内に事業所等を有しないものに係る広告
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載する広告として適当であると認めるもの
- 2 前項において同一の基準で広告掲載が適当であると認めるものが複数ある場合は、広告掲載期間の長い広告を優先する。また、広告の申込みが当該広告枠数を超えた場合は、抽選により決定する。

(掲載の申込み)

第6条 要綱第6条に規定する掲載の申込みについては、広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は市が指定した期日までに、遅滞なく次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 有料広告掲載申込書（別記様式1）
- (2) 市が指定する方法により作成した広告案

(掲載決定の通知)

第7条 市長は、速やかに掲載の可否を、申込者に通知しなければならない。

(掲載料)

第8条 広告を掲載するための料金は、別表のとおりとする。

(掲載料の納入方法)

第9条 要綱第9条に規定する広告掲載料は、原則として一括納入するものとする。ただし、複数月にわたり継続掲載する者、または、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(適用除外)

第10条 広告業務の取扱いを希望する者との契約により広告掲載を行う場合においては、第4条第2号及び第3号、第5条第2項、第6条第1号、第7条、第8条及び前条の規定は適用しない。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は秘書広報課長が定める。

付 則

この基準は、平成17年1月24日から施行する。